



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/Res.3

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月9日

Sponsor: Australia, Brazil, Cambodia, Canada, Chile, Colombia, Dominican Republic, DR Congo, Ecuador, El Salvador, Fiji, Honduras, Japan, Mexico, Mongolia, Peru, Republic of Korea, Samoa, Spain, State of Palestine, Trinidad and Tobago, United Kingdom, Uruguay, Venezuela

第25回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規程第2部で規定されているような最も重大な犯罪については、公的地位の有無にかかわらず説明責任が追求されるべきであることを認識し、

各国の司法制度が自立することの重要性を認識し、

ICC（国際刑事裁判所）のさらなる改革と国際秩序に向けた効果的な議論の重要性を認識し、

各国の自発的な司法能力構築による、補完性原則の強化に好意を示し、

ICCの実行力向上のため、地域機構での建設的な会話および多国間協力を通じた交渉の重要性を強調し、

ICCと締約国がそれぞれの役割を果たしながら、補完性原則に基づき、まず各国が自国で適切な捜査及び裁判を行うことが重要であることを認識し、

ICCの活動において、国家の政治的・経済的立場や国際的な影響力によって司法手続の結果が左右されることは、公平性及び中立性を損なう可能性があることを懸念し、

いかなる地位、国籍、政治的立場又は現職であることを理由として、国際犯罪に対する責任を免れることがあってはならないことを確認し、

ICCの実効性を高めるためには、締約国による協力のみならず、地域機構による仲介及び技術的支援を活用することが有効であることを認識し、

ICC（国際刑事裁判所）の実効性が非常に低いと信じ、

ICC調査は迅速性に欠いていることを遺憾に思い、

ローマ規程、ICC、UNDP（国連開発計画）の過去の取り組みを想起し、

国家元首がICCの裁きを免れ、やむをえなく国際秩序を乱していることを残念に思い、

ICCの経済的独立の必要性を強調し、

一部のICC締約国がICC調査に対して非協力的であることを強調し、

地域機構のICCへの協力がICCの調査に役立つことを信じ、

各国がICC職員に対して制裁を加えていることを遺憾に思い、

ICCの独立性が確保されていないことを遺憾に思い、

気候変動や大規模環境破壊を人道に対する国際犯罪であることを認識し、

国際犯罪の被害者や証人は犯罪組織からの攻撃の対象になることを遺憾に思い、

一部の国は国内司法が機能していないことを認識し、

国際犯罪の被害者のための支援の確立が重要であることを信じ、

一部の国はICCの調査により積極的に協力したいが、隣接する大国からの政治的圧力に協力することが不可能であることを認識し、

調査対象国が調査終了後経済的・政治的不安に陥ることを遺憾に思い、

一部の国はICCの調査により積極的に協力したいが、そのための知識が不足しているため協力が不可能であることを認識し、

ICCと法的な地域機構の連携が弱く、調査を進めることが難しいことを遺憾に思い、

ICCに対しての政治的圧力は司法の運営に対する罪であることを認識し、

ICC調査対象の地域的偏りを排除することが重要であると信じ、

ICC締約国の拡大はICCの実効性拡大につながると信じ、

ICC調査において、政治的圧力を受けていて困惑している国がいることを遺憾に思い、

ローマ規定にある、補完的原則を再度想起し、

ローマ規程第27条を再認識し、

経済制裁はICCには執行能力はなく、各国及び安全保障理事会の判断に委ねられることを強調し、

1. ICCの公平性および中立性、実効性および補完的原則の運用状況に対して、定期的な確認及び検証をすることを要請する；
2. ICCに対して、ICC締約国間の、協力体制における知識共有を目的とした、定期的な会議を開催することを強く促す；
3. 書記局に対して、締約国が自国の司法制度において国際犯罪の捜査及び裁判を適切に実施できるよう、法制度、司法能力及び捜査能力の強化に関する支援を締約国に行うことを奨励する；
4. 締約国に対し、地域機構をICCと締約国の間の仲介役として活用し、以下の活動を行うことを奨励する：
 - a. ICCと締約国の間の協力に関する調整、
 - b. 身柄引渡し及び証拠収集に関する法整備のノウハウ支援、
 - c. ICCの要請に対する締約国の履行状況の確認；

5. 書記局に対し、証人及び、被害者の安全を確保するため、証人保護制度の整備を促進し、特に証人保護を担当する機関及び職員について、適切な資格、専門的訓練及び独立性を確保することを要請する；
6. 書記局に対し、管理官及び証人、被害者が政治的圧力、脅迫その他の不当な影響を受けることを防止するため、証人保護制度に対する継続的かつ持続可能な支援を行うことを奨励する；
7. 締約国に対し、ICCによる司法手続の迅速化を目的として、以下の措置を行うことを要請する：
 - a. デジタル技術を活用した証拠の提出及び共有、
 - b. 遠隔地からの証人尋問等を可能とする適切な通信技術の活用、
 - c. ICC、締約国及び地域機構間における安全な情報共有体制の構築；
8. 書記局に対し、各国の司法制度、経済状況及び国内情勢の違いを考慮し、国際犯罪に関する国内裁判及びICCへの協力を促進するため、各国の状況に応じた履行支援及び予備的支援を提供することを奨励する；
9. ICCに対し、国家元首を含む公的地位をもつものの刑事責任を問う場合は、当該国の政情等に配慮した上で段階的に行うことが重要であることを強調する；
10. ICCに対し、調査、監査をする前に専門家を含む中立的な委員会または機関を新しく設け、その委員会を挟み調査される国とICCが対話の場を設けることを要請する；
11. ICCに対して各国の重大犯罪者が国内で拘束及び逮捕にいたらない場合、以下のことを奨励する：
 - a. 国内の情勢により、犯罪者が逮捕できない場合、その国に対して能力支援を行う、
 - b. 内政の状況により進展が見られない場合、場合により各国裁量にて経済制裁を行う、
12. ICCに対して、特定の地域へ調査の偏りが生じていないかをASPにて定期的に確認、検証を行い、報告書を全締約国に公開することを要請する；
13. ICCに対し、管理職員が他国からの圧力によって結果や判断基準が揺るがされないよう避難する；
14. ICCに対して各国の内政状況に応じて分担金の振り分けを行い、未支払い分においては当該国の経済情勢を踏まえ、支払期間を調整することを請する；
15. ICCに対し、ICCの分担金の中に保護費用や予備費用を一定金額設けることを奨励する；
16. ICCに関連する安保理決議で拒否権行使を行う場合を明確化することを奨励する；
17. ASP書記局に対し、UNDP（国際連合保護計画）の以下の支援が必要な国に支援を行うことを要請する：
 - a. 教育
 - b. 各国のICC窓口
 - c. ローマ規程に沿えるよう、国内の法整備
18. ICCに対し、逮捕状が発行された容疑者の身柄拘束および移送において、特定の受け入れ国が受ける報復リスクを分散・軽減し、国際社会全体での執行体制を明確にするため、「代理執行プログラム制度」を創設することを要請する；
19. 締約国に対し、国内法に従ってICCを支援する措置を速やかに講じることを奨励する；
20. 各国に対し、以下の内容でICCに対しての履行についての評価をすることを促す：
 - a. 2～3年に一度評価を行う、
 - b. 緊急時に特例として臨時会を開く、
 - c. 評価において、事情の具体的理由を明記する、
 - d. ASPに報告する、
 - e. 評価が良い国に対して、非金銭的なインセンティブを課す；
21. 各国に対し、ICCが受ける圧力をASPに報告することを要請する；
22. 各国に対し、ICCに行う経済的支援の長期プランを考案することを要請する；
23. ICCに対し、それに非協力的な国々に段階的制裁を加えることを促す；

24. ICCに対し、国際犯罪の被害者のための被害者信託基金を拡充と活用をすることを要請する；
25. 各国に対し、ICC職員の財産保護を目的とした財産の移転方法などを含んだICC職員保護ガイドラインを作成することを促す；
26. ICCに対し、捜査官・法医学専門家・デジタル解析専門家の増員および予算確保を行うことを要請する；
27. ICCに対し、調査対象国が国内司法の確立の弱い場合に主導的に調査することを強く促す；
28. ICCに対し、被害者への支援や証人保護を行うことを要請する；
29. 支援が可能な締約国に対し、支援を必要とする締約国の司法能力の底上げに向けた技術支援を行うことを促す；
30. ICCに対し、ICCの長期的な財政安定のための国際基金を書記局の下に設立することを促す；
31. 各国に対し、各々の経済能力に合わせてICCに対して分担金を支払うことを促す；
32. 各国に対し、捜査の優先順位の客観性を担保するため、分担金拠出国に対し、自発的拠出金を一度共通のプールに集約し、検察官が独立して配分できる透明性の高い予算管理制度の選択を可能とすることを検討する；
33. 分担金滞納国に対し、持続可能な財政基盤を確立するため、支払い能力に応じた債務再編協議とインセンティブ制度を組み合わせた、建設的な財政管理方式を奨励する；
34. 各国に対し、能力構築と対話を軸としたこれらの改革が、国際社会全体にとって望ましい司法制度を築く基盤であることを改めて確認する；
35. 各国に対し、経済的理由でICCに加盟できない国に対して、任意拠出金から金銭的支援を行うことを促し；
36. ICCに対し、ICC協力国保護メカニズムを創設することを要請する；
37. ICCに対し、主文36で創設したメカニズムを、ICCへの協力を理由として第三国から政治的又は経済的圧力を受けるおそれがある、又は実際に圧力を受けた締約国のために、以下の機能を含む制度として運用することを要請する：
 - a. ICCへの協力を理由として政治的又は経済的圧力を受けるおそれがある、又は実際に圧力を受けた締約国は、締約国会議へ支援を申請できること、
 - b. 締約国会議は事実確認を行い、ICCへの協力との因果関係が認められた場合には、共同声明の発出、法的助言及び専門家派遣、技術・司法協力その他必要な支援を実施すること；
38. 各国に対し、継続的なICC改革に関する議論の場の必要性を強調する；
39. 各国に対し、さらなる司法能力の構築、整備のために最大限努力をすることを奨励する；
40. 各国に対し、ICCの運用状況に対して定期的な確認および検証をすることを要請する；
41. ASPに対して、非協力な国に対し、経済制裁を選択肢として対応を話し合うことを要請する。